

## 学生の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について（第8報）

新型コロナウイルス感染症が、世界中へ拡大しており、大分県内においてもクラスターが発生しました。以下の①～③に該当する方は、必ず各担当部局まで届け出てください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方
- ② ①の方と濃厚接触\*し、PCR検査の対象となった方
- ③ ②のうち発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）が出ている方と濃厚接触した方

また、毎朝、必ず体温測定を行って健康状態を観察し、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、その他、体調不良を認める場合は、大学への登学をせず、各担当部局へ報告してください。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。別添のポスターを参照の上、感染症対策に万全を期してください。

3月25日、外務省は、全世界を対象に「危険情報」のレベル2を出しました。これを受け、海外への渡航は、原則禁止とします。親族の危篤等による一時帰国などで、どうしても海外への渡航が必要な方は、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、国際交流課（正規課程以外の留学生）（以下、担当部局）へ届け出が必要です。

海外より帰国または来日した方、または海外より帰国または来日した方と濃厚接触のあった方に対する注意喚起や、それ以外の国や地域に渡航した方の中で、本年2月1日以降に帰国した方への注意喚起は、第7報までに通達した通りです。

しかし、3月25日の外務省の通達を受け、

- 2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方（最も多いケース） p.4
- 海外より帰国または来日した方 p.5
- 海外より帰国または来日した方（同居者等）と濃厚接触のあった方 p.5

に分けて、新たにマニュアルを作成しましたので、遵守してください。

また、国内においても流行地域（首都圏等）への訪問は、不可避の要件を除いて禁止とします。

\*濃厚接触とは、患者と同じ家に住む人（家族など）、痰などの分泌物に予防策なしに接触した場合、対面で会話が可能な距離（目安は2メートル以内）で、予防策なしに30分以上ともに過ごした場合などをさす。すれ違った程度は含まない。

●2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方（フローチャート「発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）を認める学生・教職員の皆様へ（2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方）」参照。）

1. 毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）を認める場合は、大学への登学をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控えてください。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始してください。また、医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。
2. 医療機関にて治療しているにも関わらず、下記①、②に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。
  - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上継続している。
  - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
3. ①、②に当てはまる場合は、速やかに、担当部局へ届け出て、受診結果を報告してください。

●海外から帰国または来日した方、または、海外から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した方（フローチャート「海外より帰国または来日した学生・教職員の皆様 海外より帰国または来日した方（同居者等）と濃厚接触した学生・教職員の皆様」参照。）

1. 帰国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を担当部局へ届け出てください。症状の有無にかかわらず、入国日または濃厚接触をした日から2週間は大学への登学をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控えてください。また、帰国または来日した日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告してください。
2. 帰国日または濃厚接触日より2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状が出た場合
  - ・海外に滞在していた方、または海外に滞在していた方（同居者等）と濃厚な接触があった方は、最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診してください。また、結果を各担当部局に届け出てください。
3. 帰国日や濃厚接触日より2週間、発熱なく、体調に異常を認めなかった場合は、各担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間を終了とします。

情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後、更に変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルスの対応に関しては、現在、感染の拡大を防ぐための重要な時期にあるため、下記ウェブサイトなどから最新の情報を収集してください。また、国内で開催される下記イベント等の開催・参加については、原則禁止としますので、遵守してください。

1. 不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動(ライブ等)
2. 飲食を伴う不特定多数での集会(謝恩会, 飲み会, カラオケ等)
3. カリキュラム以外での病院実習や医療機関などの見学

・大分県HP <https://www.pref.oita.jp/site/bosaienzen/shingatacorona.html>

・県民の皆様へ 2020. 2. 27 (症状が出た時の案内や保健所の連絡先の紹介)  
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2072440.pdf>

・厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q15](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q15)

・国立感染症研究所HP <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

・外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・日本禁煙学会 HP COVID-19 の重症化因子に関する見解  
[http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content\\_id=243](http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=243)

**【English Website】**

・Centers for Disease Control and Prevention (CDC)

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/guidance-hcp.html>

・World Health Organization (WHO) <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

**「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、平日は担当部局まで、夜間・  
休日は守衛所（旦野原：097-554-7426、  
挟間：097-586-6620）まで速やかに届け出てください。**

令和2年（2020年）3月27日

大分大学危機対策本部長（新型コロナウイルス対策）

北野 正剛

※大分県内で新型コロナウイルス感染症が発生したため、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）を認めない場合についても、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

**発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）を認める学生・教職員の皆様へ  
（2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方）**

**大学への登学・出勤をせず、症状が改善するまで自宅待機をして、他人との接触は控えてください**

速やかに担当部局へ届け出を行ってください  
経過記録票の記入を開始してください

医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、  
マスクを着用の上、受診してください

症状が改善しない

- ① 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が  
4日以上続いている
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ  
（呼吸困難）がある

最寄りの保健所に電話で相談の上、  
指定された医療機関を  
受診してください

症状が改善した

登学・出勤可となります

担当部局へ経過記録票を提出し、  
経過観察を終了してください

速やかに担当部局へ届け出を行ってください

- 学生・正規課程の留学生は学務課・各学部の学務係へ
- 正規課程以外の留学生は国際交流課へ
- 教職員は各所属部局の担当者へ

※自宅待機となった場合  
学生・・・授業は公欠扱いとなります。 職員・・・就業禁止（有給）扱いとなります。

## 海外より帰国または来日した学生・教職員の皆様

### 海外より帰国または来日した方（同居者等）と濃厚接触した学生・教職員の皆様

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しています。該当する方は、大学の感染症対策を徹底するために、下記の流れに沿って行動してください。

海外から帰国または来日した方、または、海外から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できなかったことが確認できない方と濃厚接触した方は、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、国際交流課（正規課程以外の留学生）、各所属部局の担当者（教職員）に報告し、帰国、来日、濃厚接触日から2週間は、大学への通学や出勤は停止し自宅待機とする。入国または濃厚接触日から2週間は毎日体温測定を行い、経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い、外出を控える。健康状態については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、国際交流課（正規課程以外の留学生）、各所属部局の担当者（教職員）へ毎日報告する。

入国日または濃厚接触日から2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状がある

最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。

受診結果については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、国際交流課（正規課程以外の留学生）、各所属部局の担当者（教職員）まで報告する。

入国日または濃厚接触日から2週間自覚症状なく経過

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察終了  
通学・出勤可